

令和5年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年9月6日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- 日程第 1 議案第50号 工事請負契約の締結について  
・令和5年度道路メンテナンス補助事業五城目橋橋梁補修工事
- 日程第 2 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 3 議案第52号 五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第53号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて  
・令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第54号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて  
・令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第55号 専決処分（第7号）の承認を求めることについて  
・令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第56号 令和4年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第57号 令和4年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第58号 令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第59号 令和4年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第60号 令和4年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第61号 令和4年度五城目町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第62号 令和4年度五城目町下水道事業会計決算認定について

- 日程第 1 4 報告第 5 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第 1 5 報告第 6 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 令和 5 年度五城目町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 令和 5 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 令和 5 年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 令和 5 年度五城目町介護保険特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 令和 5 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 令和 5 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 報告第 7 号 令和 4 年度五城目町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 2 3 報告第 8 号 令和 4 年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 2 4 報告第 9 号 株式会社あつたか五城目の経営状況を説明する書類の提出について

## 令和5年五城目町議会9月定例会会議録

令和5年9月6日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 工 藤 政 彦	3 番 松 浦 真
4 番 石 川 交 三	5 番 椎 名 志 保
6 番 荒 川 滋	7 番 佐々木 仁 茂
8 番 畑 澤 洋 子	9 番 斎 藤 晋
10 番 石 井 光 雅	11 番 伊 藤 正 春
12 番 佐 藤 重 信	13 番 荒 川 正 己

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

14 番 館 岡 隆

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	渡 邊 彦兵衛	副 町 長	武 田 和 栄
教 育 長	畑 澤 政 信	総 務 課 長	東海林 博文
まちづくり課課長補佐	柴 田 浩 之	税 務 課 長	笹 川 由 美
会 計 管 理 者	猿 田 仁	議 会 事 務 局 長	猿 田 玲 子
農 林 振 興 課 長	大 石 芳 勝	商 工 振 興 課 長	小 玉 洋 史
建 設 課 長	猿 田 弘 巳	学 校 教 育 課 長	工 藤 ひとみ
生 涯 学 習 課 長	越 高 博 美	住 民 生 活 課 長	石 井 一
健 康 福 祉 課 長	石 井 政 幸	消 防 長	佐 々 木 貴 仁
総 務 課 課 長 補 佐	小 玉 重 巖	代 表 監 査 委 員	小 玉 睦 男

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 猿 田 玲 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

昨日の工藤政彦議員の発言中に議員の私語が多く耳に入りました。一般質問は議員個人に与えられた固有の権能でありますから、大事な議員活動であります。今後は静粛にお願いをいたします。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第50号、工事請負契約の締結について、令和5年度道路メンテナンス補助事業五城目橋橋梁補修工事を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り4ページをお願いします。

議案第50号、工事請負契約の締結について、令和5年度道路メンテナンス補助事業五城目橋橋梁補修工事、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、契約締結について議会の議決を求めるものであります。

主な工事内容は、表層打換え工及び橋梁用高欄工、伸縮継手工、排水施設工、地覆補修工、断面修復工、支障補修を行い、劣化した部材の更新や補修を行うことで橋梁の健全度を保ち、安全な公共交通の確保をするため、橋梁補修工事を行うものであります。

契約金額は1億439万円、うち消費税及び地方消費税相当額949万円。完成年月日は令和6年3月15日。契約の相手方は、五城目町字石田六ヶ村堰添47番地4 株式会社菅与組 五城目支店 支店長 畠山宗太郎であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第50号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第51号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第51号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年6月30日午後4時20分頃、小熊タカ子氏所有の普通自動車を小熊氏の子である澤田石淑子氏が運転して五城目町上樋口字沖地内国道285号を走行中、街路樹の枯れ枝が落下し、自動車のフロントガラス及び両Aピラーを損傷したことにより、地方自治法第96条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は40万2,220円であり、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けまして全額保険で支払われるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第51号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第52号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第52号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、火災予防条

例（例）が改められたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としては、電気自動車等に使用する急速充電設備について、規制対象となる出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものであります。また、火災予防上の観点から、喫煙所等に設置する標識について、健康増進法等の整合性を図るため、所要の規定を整備するものであります。

施行期日は、公布の日からとしておりますが、急速充電設備にかかる改正について、令和5年10月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。3番松浦議員

○3番（松浦真君） こちらのですね、電気自動車の急速充電設備に関して、専門性が高いもので、私が8年以上電気自動車に乗っているのも含めてちょっと確認で質疑させていただきます。

この急速充電設備は、90kWとか、最近すごく急速充電の中でも高容量なものが増えておりまして、これまでは町の中でたぶん制限があったと思うんですけども、今後増えてきますし、最近ガソリンの高騰によって電気自動車が走るケースもすごく増えてきました。各町村、秋田県内の各市町村を見ても、電気自動車の充電設備が配置されている市町村とされていない箇所で、かなり利便性であったり、今後の町へ来る、例えば観光客で電気自動車に乗ってる人とかは、その充電設備がないその町に来れなくなります。ですので、こういう視点で、今回のやつは国によるその火災予防条例の改正だけですので、これはもう改正するということではあるんですが、この改正によって今までのように制限がなくなってより利便性が高くなる場所もありますので、ぜひ消防のほうで、質疑の中で、町の中に様々な充電設備が今後運用されるように、消防本部のほうと、あとは民間事業者のほうで連携して、この条例についてより知ってもらいつつ、推進してもらおうような議論がしていただけたらと思います。そのような議論が生まれていけばと、別の委員会ですので私は参加できないと思うんですが、そこについても消防長から何か意見ございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 佐々木消防長

○消防長（佐々木貴仁君） 3番松浦議員にお答えいたします。

ご指摘のとおり、カーボンニュートラルに向けた大型電気自動車の普及促進ということが目的となっております。消防本部としましては、火災予防上どうなのかというそ

ういった観点から、安全にご利用いただくための規制をしていくという観点からでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わった終わつたものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第52号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）。

専決処分の予算書1ページをお願いします。

提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年度五城目町一般会計において、この7月の大雨の対応や被災者支援、発生した甚大な被害の復旧作業、各公共施設等の復旧費用及び農地・農業用施設、林道施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業などの経費について、特に急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月18日付けをもって令和5年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を専決処分させていただいたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ26億2,009万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を85億7,415万6,000円とするものであります。

補正内容について、歳入からご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。12款1項1目災害復旧費分担金1節01現年農地災害復旧分担金の補正は、歳出の農地災害復旧事業の受益者負担金として280万1,000円を補正するものであります。

次に、10ページをお願いします。14款1項3目災害復旧費国庫負担金1節01現年農地災害復旧費負担金、1節07現年農業用施設災害復旧事業査定設計委託費負担金



の補正は、歳出の農地・農業用施設災害復旧事業の財源として農地災害復旧事業にかかる国庫負担金1億4,240万円と、農地・農業用施設の災害査定にかかる査定設計委託費負担金1億7,046万4,000円を補正するものであります。

12ページ。14款2項7目災害復旧費国庫補助金1節01査定設計委託費補助金の補正は、歳出の公共土木施設災害復旧事業の災害査定にかかる経費の財源として5,850万円を補正するものであります。

14ページお願いします。15款1項1目民生費県負担金3節01災害救助費繰替支弁金の補正は、災害救助法の適用を受けて町が実施する被災者の救助・支援にかかる経費の財源として3億5,241万6,000円を補正するものです。

16ページ。15款2項4目農林水産業費県補助金1節15農地・農業用施設小災害復旧事業費補助金の補正は、国の補助事業に要望できない規模の災害復旧経費の財源として8,266万円を補正。

次に、18ページをお願いします。17款1項1目寄附金1節04一般寄附金（災害支援）と、その下でありますけれども、1節05ふるさと納税寄附金（災害支援）については、このたびの災害にかかる寄附金として災害復旧・復興、被災者支援などに使用したいと考えており、それぞれ550万円、740万円を補正するものであります。

20ページ。18款2項1目財政調整基金繰入金1節01財政調整基金繰入金の補正は、歳出に見合う補正の財源として5億9,935万6,000円を補正するものであります。

22ページ。21款1項7目災害復旧債1節01現年農地災害復旧事業債の補正は、農地災害復旧事業の財源として1億9,860万円を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

24ページをお願いします。3款5項災害救助費1目0001災害救助費の補正は、町単独の見舞金、災害廃棄物の収集運搬・処理、廃棄物の仮置き場の経費、浄化槽汚泥清掃、避難者の支援などの経費について1億7,806万1,000円を補正するものであります。1目0002災害救助費（健康福祉課）の補正は、浸水家屋の消毒作業に関する経費1,167万6,000円を補正。1目0003災害救助費（建設課）の補正は、建設課の車庫が浸水したことにより新しく道路補修機材などを購入する経費、道路清掃に関する経費など5,948万3,000円を補正するものです。1目0004災害救助費（生涯学習課）の補正は、温水プールのキュービクルが浸水したことで営業

できなくなっている温水プールの応急措置として、ろ過装置等洗浄委託料221万円を補正するものです。1目0005災害救助費（商工振興課）の補正は、被災事業所の支援補助金として3,600万円を補正するものであります。なお、8月16日の全員協議会後の9月4日、県において同様の事業が実施することが示されたことから、県支援事業に上乘せをして被災事業者の更なる負担軽減を図ることとしたいと思っております。1目0006災害救助費（総務課）の補正は、被災後設置している住家被害認定調査チーム、住宅支援チームの事務室整備にかかる経費91万4,000円を補正するものであります。

26ページ。1目0007災害救助費（学校教育課）の補正は、浸水で失った児童生徒の教科書の購入経費1万8,000円を補正。1目0008災害救助費（住宅被害認定等）の補正は、浸水住家の被害認定調査にかかる経費340万1,000円を補正するものであります。0009災害救助費（住宅支援等）の補正は、被災者の住宅支援にかかる経費、住宅の応急処理を実施するための経費など3億2,537万3,000円を補正するものであります。1目0010災害救助費（消防本部）の補正は、浸水被害に遭った消防団消舎（紀久栄町）の修繕に関する経費など160万1,000円を補正。1目0098職員人件費の補正は、このたびの災害対応にかかる職員の時間外手当として5,000万円を補正するものであります。

28ページをお願いします。4款2項水道費1目0001上水道整備費の補正は、浸水した浄水場の応急・復旧費用について、一般会計から水道事業会計へ補助金・出資金について3,123万7,000円を補正するものであります。

次に、30ページをお願いします。8款2項道路橋梁費2目0002道路維持費の補正は、浸水で故障した流雪溝送水ポンプ配電盤修繕費1万1,000円を補正。

32ページ。8款4項都市計画費6目0001下水道事業費の補正は、マンホールポンプの制御盤が浸水したことにより、応急復旧費用を一般会計から下水道事業会計へ補助する775万5,000円を補正するものであります。

34ページ。8款5項住宅費1目0001住宅管理総務費の補正は、住宅の浸水で増加が見込まれるリフォーム補助金1,600万円を補正するものであります。

36ページをお願いします。11款1項農林水産施設災害復旧費1目0001現年災害復旧事業の補正は、農地・農業用施設の災害査定を受けるための設計、応急工事、小災害作業委託料、流木等の処理など17億5,877万5,000円を補正するもので

あります。2目0001現年災害復旧事業の補正は、林道施設の災害査定を受けるための設計、小災害作業委託料など5,798万2,000円を補正するものであります。

38ページをお願いします。11款2項公共土木施設災害復旧費1目0001災害復旧事業の補正は、広徳寺橋の橋梁補修調査設計、公共土木施設の災害査定を受けるための設計、道路補修委託料など7,960万円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第53号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第54号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第54号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、この7月の大雨への対応や被災した浄水場等にかかる応急復旧や復旧費用、長期の断水に対応するため他団体からの給水活動受援にかかる経費の補正となっております。

補正額は、浄水場ほか被災にかかる応急復旧費用として、第2条、収益的収入、支出ともに2,771万7,000円を増額補正するものであります。また、災害復旧にかかる設計費用として、第3条、資本的収入・支出ともに352万円を増額補正とするものであります。

なお、収益的収入・資本的収入ともに、財源は一般会計からの繰り出しによるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第54号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第55号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第55号、専決処分（第7号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、この7月の大雨で被災した下水道のマンホールポンプ制御盤等の機器交換などの復旧費用にかかる経費の補正となっております。

補正額は、一般会計からの繰り出しとして、第2条、収益的収入775万5,000円を増額補正、収益的支出、マンホールポンプの修繕にかかる経費として846万円を増額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第55号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日は参与として代表監査委員の出席を求めています。

代表監査委員着席のため、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案第56号、令和4年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第56号、令和4年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員による審査結果の意見を付けて同決算の認定を求めるものであります。

主な決算概要について、決算書をもとにご説明申し上げます。

決算書6ページ・7ページをお願いします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現額71億8,102万7,462円、調定額67億445万7,661円、収入済額66億3,542万9,155円、不納欠損額761万4,015円、収入未済額6,141万4,491円であります。

10ページ・11ページをお願いします。

歳出の総額です。表の下段、歳出合計をご覧ください。予算現額71億8,102万7,462円、支出済額64億492万7,184円、翌年度繰越額5億4,124万8,486円、不用額2億3,485万1,792円であります。

12ページをお願いします。

歳入歳出予算差引残額は2億3,050万1,971円です。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

16ページ・17ページをお願いします。

1款町税、表の上段になりますが、調定額8億2,620万5,388円、収入済額7億5,723万9,282円で、徴収率91.65%であります。761万4,015円を不納欠損処分し、収入未済額は6,135万2,091円となっております。前年度決算と比較して徴収率は0.18ポイント上昇しましたが、収入未済額として26

6万6,160円増加しております。加えて、引き続き多額の不納欠損額を計上している状況にあることから、今度も徴収率の向上と欠損処分の抑制に努めつつ、自主財源の確保に最善を尽くしてまいり所存であります。

次に、22・23ページをお願いします。

7款地方消費税交付金、決算額は2億1,634万2,000円で、前年度比25万5,000円の減となっております。

24・25ページをお願いします。

9款地方特例交付金、決算額は366万4,000円で、前年度比765万7,000円の減となっております。主な理由として、新型コロナウイルス関係の減収補填特例交付金617万8,000円の減の影響であります。

次に、10款地方交付税、地方交付税の決算額は総額30億1,777万9,000円で、内訳は普通交付税27億633万5,000円、前年度比1,133万6,000円の減、特別交付税3億1,144万4,000円、前年度比5,985万2,000円の増の決算となりました。

32・33ページをお願いします。

14款国庫支出金8億5,693万7,880円の決算です。前年度比1億3,154万9,843円の減額決算ですが、コロナ関係国庫支出金及び公立学校施設整備費負担金、旧五城目小学校の解体の皆減が主な要因であります。

ページ飛びますけれども、56・57ページをお願いします。

17款寄附金2,970万9,925円の決算です。前年度比166万4,925円の増額決算ですが、主な要因は、58・59ページをお願いします。1項1目の備考欄にあります04ふるさと納税寄附金（災害支援）180万2,092円の皆増、05一般寄附金（災害支援）294万2,833円の皆増などであります。

次に、70ページ・71ページをお願いします。

21款町債、総額で5億3,840万円の決算です。前年度比3,890万円の増額決算ですが、主な要因は、1項1目総務債の臨時財政対策債6,420万円の減、1項2目衛生債の火葬場整備事業債（繰越金を含む）9,670万円の増によるものであります。

72・73ページをお願いします。

1項6目災害復旧債では、現年農地農業用施設、林道施設、公共土木施設災害復旧事

業債、合わせて3, 190万円の増となっております。

一般会計歳入決算の概要について申し上げましたが、歳入歳出決算の事項別明細書は決算書15ページから421ページとなっておりますので、決算特別委員会においてご審議いただきたいと存じます。

また、一般会計と4つの特別会計の決算につきましては、去る7月11日から14日までの4日間、小玉、荒川両監査委員の審査をしていただき、その審査結果について別紙意見書を付して提案申し上げた次第であります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） 決算議会報告を行う前に、このたびの豪雨災害について述べさせていただきます。

7月14日から15日にかけて、本町では昨年の8月に続き記録的な豪雨災害に見舞われてしまいました。建物の床上・床下浸水、公共土木施設、農地・農業施設、林道等、甚大な被害となりました。未曾有の豪雨災害から2か月余りになろうとしておりますが、被災された住民の皆さんが一刻も早く早く元の生活に戻られるよう、心からお祈り申し上げます。そして、復旧に尽力されている地域住民の方々や災害の対応にあたられた町及び各関係機関の方々、県内外から駆けつけられた災害ボランティアの方々など、たくさんの方々から復旧作業にお力添えをいただきました。また、全国各地から心温まる支援物資、お見舞い等を頂戴しております。こうした方々に対して厚く感謝申し上げる次第です。

それでは、令和4年度の一般会計歳入歳出決算議会報告に入らせていただきます。

令和4年度の決算審査は、去る7月11日から18日にわたり、荒川監査委員とともに審査を実施し、各課室での重点施策、今後の課題、関係帳簿に基づく予算の執行、財産に関する事務及び計数などの確認を行い、適正に執行されているかを審査いたしました。

お手元にあります五城目町各会計決算審査意見書及び附属書類に基づきましてご報告申し上げます。

なお、金額については千円単位にてご報告いたしますので、ご了承をお願いします。

まずは一般会計についてです。

決算意見書の2ページをご覧ください。

歳入総額は66億3,542万9,000円、歳出総額は64億492万7,000円、差引額は2億3,050万1,000円で、翌年度繰越額6,907万7,000円を除いた実質収支額は1億6,142万5,000円の黒字となっております。単年度収支額は2億7,362万1,000円の赤字となっております。

決算意見書の3ページをご覧ください。

歳入決算総額に占める構成比の主な割合については、町税11.4%、地方交付税45.5%、町債8.1%、国庫支出金13.0%、県支出金5.9%、繰越金6.7%などとなっております。

歳入の内訳です。

附属書類の各会計の決算に関する調書86ページをご覧ください。

歳入の内訳では、自主財源である町税、使用料、手数料、寄附金、繰入金等の合計が15億595万8,000円となっております。決算額構成の割合では22.7%で、前年度の21.0%と比較して上昇しておりますが、低い数字となっております。

一方、依存財源は、前年度より国庫支出金、町債等が減少し、地方交付税がやや増加の30億1,777万9,000円となっております。決算額構成の割合は77.3%で、前年度の79.0%と比較して若干減少しております。

次に、町税についてです。

決算意見書の4ページをご覧ください。

収入済額は7億5,723万9,000円となっております。前年度より若干増加となりました。収入率は91.65%で、前年度の91.47%より増加し、高い収納率を維持しています。一方で、収入未済額は前年度より増加し、6,135万2,000円で依然高い数値を示しています。

このように収入額では前年度よりやや増収となっており、各種税及び使用料などは高めの収納率を維持していることから、関係部署の取り組みと適切な対応の成果がうかがえます。経済情勢が依然厳しい状態ではありますが、未納者の調査、相談と、今後も引き続き収納率向上の業務に努めてもらいたいと思います。

次に、歳出についてです。

決算意見書の9ページをご覧ください。

ここでの表では、歳出を款別に見た場合の金額が記載されております。

予算の執行率は96.73%です。不用額は2億3,485万1,000円となって



おります。

附属書類の各会計の決算に関する調書 87 ページも併せてご覧ください。

ここでの図では、性質別構成で金額が記載されております。人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は 25 億 8,827 万 2,000 円で、決算構成比の 39.5% を占め、普通建設事業費などの投資的経費は 9 億 2,486 万 2,000 円で、決算構成比の 14.5% を占めております。投資的経費の割合が大幅に増加しておりますが、これは 8 月の豪雨災害による復旧工事費の増によるものです。

なお、歳出決算総額に占める構成比の主な割合については、人件費 18.0%、物件費 14.5%、扶助費 11.3%、補助費等 16.2%、繰出金 6.5%、公債費 10.2% 等となっております。

令和 4 年度の施策の執行とその他関連事業について、決算意見書 23 ページから 26 ページまでをご覧ください。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業が多く実施され、住民、地域経済の支えとなりました。また、火葬場整備工事が完成し、2 月からは全面的な供給が開始され、環境が整えられました。令和 4 年 1 月には豪雪があり、続く 8 月には豪雨災害が発生してしまいました。内川川、富津内川の氾濫による住宅浸水、がけ崩れ、農地、林道災害等、甚大な被害となりました。

冒頭にも触れましたが、本年 7 月 14 日からの豪雨災害は全町を覆い、令和 4 年 8 月の災害に続いて未曾有の大災害となってしまいました。床上・床下浸水による住宅の被害、橋、道路、農地などの損害は甚大に上りました。被災した住民の方々、休業・廃業を余儀なくされた事業所の方々、農地・農作物の被害に見舞われた農家の方々などに対して、行政として最大限の復旧・復興の支援をお願いいたします。

毎年のように触れておりますが、気候変動による風水災害、地震災害がいつ起こるか予測できない状況です。自主防災はもちろんですが、住民の生命、財産の保護を切にお願いいたします。

ところで、明るい話題もありました。学校給食費無償化基金を創設し、子育て世帯などの経済的負担軽減のため支援を目指すことになりました。また、10 月には学びと出会いの場を創出したみんなの学校がスタートしました。講座も好評で、参加者が増大しておりますので、より一層の活動を期待しております。

次に、財産に関する調書についてご報告申し上げます。

公有財産は、土地及び建物、有価証券、債権、基金の残高等を検査いたしました。調書のとおり相違ありませんでした。引き続き公有財産等の管理をお願いいたします。

以上、令和4年度一般会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第56号の審査については、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。公営企業会計決算を除く議案第57号から議案第60号までの特別会計決算4件を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第57号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号、令和4年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号、令和4年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件を一括議題といたします。

以上4件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） はじめに、議案第57号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書424・425ページをお願いします。

歳入の総額ですが、表の下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現額11億9,024万3,000円、調定額12億512万6,209円、収入済額11億7,473万4,300円、不納欠損額410万4,550円、収入未済額2,628万7,359円であります。

428・429ページをお願いします。

歳出の総額です。表の下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現額11億9,024

万3,000円、支出済額11億4,937万2,556円、不用額4,087万444円であります。

歳入歳出差引予算残額は2,536万1,744円であります。

決算の明細は、431ページから465ページとなっております。

本案に関する監査委員の意見書を付けて決算認定に付するものであります。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

次に、議案第58号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

468・469ページをお願いします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計をご覧ください。予算現額1億4,721万3,000円、調定額1億4,260万4,217円、収入済額1億4,167万1,780円、不納欠損額49万2,500円、収入未済額43万9,937円であります。

470・471ページ。

歳出の総額です。表の下段をご覧ください。予算現額1億4,721万3,000円、支出済額1億4,142万6,541円、不用額578万6,459円あります。

歳入歳出予算差引残額は24万5,239円です。

決算の明細につきましては、473ページから489ページとなっております。

次に、議案第59号、令和4年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案の主な決算概要についてご説明を申し上げます。

はじめに、保険事業勘定です。

490・491ページをお願いします。

保険事業勘定歳入の総額であります。下段の歳入合計をご覧ください。予算現額20億569万3,000円、調定額20億5,446万4,806円、収入済額20億4,918万1,476円、不納欠損額201万7,440円、収入未済額326万5,890円あります。

次に、494・495ページ。

保険事業勘定歳出の総額であります。予算現額20億569万3,000円、支出済額18億3,039万3,985円、不用額1億7,529万9,015円あります。

歳入歳出差引残額は2億1,878万7,491円です。

次に、介護サービス事業勘定です。

496・497ページをお願いします。

介護サービス事業勘定の歳入総額です。予算現額475万9,000円、調定額、収入済額とも528万1,197円、不納欠損額、収入未済額はありません。

498・499ページ。

歳出の総額であります。予算現額475万9,000円、支出済額も475万9,000円、不用額ゼロ円であります。

歳入歳出差引残額は52万2,197円です。

決算の明細は、501ページから557ページとなっております。

次に、議案第60号、令和4年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要についてご説明を申し上げます。

560・561ページをお願いします。

歳入の総額です。予算現額367万2,000円、調定額、収入済額ともに413万756円、不納欠損額、収入未済額はございません。

565・563ページ。

歳出の総額であります。予算現額367万2,000円、支出済額305万1,056円、不用額62万944円であります。

歳入歳出差引残額は107万9,700円であります。

決算の明細は、565ページから573ページとなっております。

本案に関する監査委員の意見書を付けて決算認定するものであります。

57、58、59、60号につきましては、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 特別会計4件について監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） それでは、特別会計についてご報告申し上げます。

特別会計は、全ての会計で黒字となり、歳入総額は33億7,500万円、歳出総額は31億2,900万4,000円で、2億4,599万6,000円の黒字となっております。単年度収支では、国民健康保険特別会計は赤字、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、障害者認定事業特別会計のそれぞれで黒字となっております。

はじめに、国民健康保険特別会計についてです。

決算意見書の13ページから15ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は2,536万1,000円の黒字でした。単年度収支では201万8,000円の赤字となっております。国保税の現納収納率は95.92%で、前年度比0.88ポイント伸びております。現年分の保険税は625万7,000円減少しております。基金残高の減少もあり、国保財政が厳しいことには変わりはありません。国保加入者の高齢化と医療の高度化により1人当たりの医療給付費が増加し、国保税率の改定をいたしております。不納欠損額は410万4,000円、収入未済額は2,628万7,000円で、前年度より若干減少しております。今後も滞納整理に一層の努力をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

決算意見書の16ページをご覧ください。

保険料収入は9,086万4,000円でした。歳入歳出差引額は24万5,000円の黒字ですが、不納欠損額は49万2,000円、収入未済額は減少して44万円となっております。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金となっておりますが、未納分の保険料については町に徴収義務がありますので、回収の努力をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計についてです。

決算意見書の16ページから17ページをご覧ください。

保険事業勘定、介護サービス事業勘定の2つの会計となります。

保険事業勘定では、歳入歳出の差引額は2億1,878万7,000円の黒字となりました。介護認定者は911人で、前年度より6人増加しております。不納欠損額は201万7,000円、収入未済額は326万5,000円となっております。前年度より若干減少しております。今後も積極的な介護予防事業に取り組み、介護費用増加抑制と併せて安定的な運営をお願いいたします。

次に、障害認定事業特別会計についてです。

決算書の18ページをご覧ください。

歳入歳出の差引額は108万円の黒字でした。

障害認定については、障害支援区分認定委員による審査会で行われており、令和4年度は32件の障害認定がありました。

以上、令和4年度特別会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 特別会計4件に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上4件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号は、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。議案第61号、議案第62号の公営企業会計決算2件を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第61号、令和4年度五城目町水道事業会計決算認定について、議案第62号、令和4年度五城目町下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第61号、議案第62号の両案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

はじめに、議案第61号、令和4年度五城目町水道事業会計決算認定について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計決算書の1ページから3ページの決算報告書、損益計算書をもとにご説明を申し上げます。

収益的収支では、1ページになりますが、収入の欄の欄外にありますように、事業収益1億9,332万4,485円、事業費2億2,429万1,155円、3ページ下段になります。当年度純損失は3,096万6,670円となります。当年度純損失に、4ページ下から2段目になりますが、前年度繰越利益剰余金5,830万8,614円を加え、下段の当年度未処分利益剰余金は2,734万1,944円です。

2ページお願いします。資本的収支では、資本的収入4,547万6,508円、資本的支出1億3,860万7,287円、差引不足額9,313万779円です。下段にありますように、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,963万4,609円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額446万3,700円、当年度分損益勘定留保資金903万2,470円で補填しました。

次に、議案第62号、令和4年度五城目町下水道事業会計決算認定について。

決算の概要につきましては、下水道事業会計決算書の1ページから3ページ、決算報告書、損益計算書をもとにご説明を申し上げます。

収益的収支では、1ページ、下水道事業収益2億8,002万926円、下水道事業費2億7,504万1,942円、3ページ、当年度純利益、下から4段目になりますが、497万8,984円となります。その下になりますが、前年度繰越利益剰余金893万779円を加え、当年度未処分利益剰余金は1,390万9,763円です。

資本的収支、2ページになりますが、資本的収入1億1,121万9,500円、資本的支出2億2,145万2,076円、差引不足額1億1,023万2,576円です。下段にありますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,023万2,576円は、引継金等1,262万7,839円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48万2,664円、過年度分損益勘定留保資金2,918万6,448円、当年度分損益勘定留保資金6,793万5,625円で補填しております。

水道事業及び下水道事業の決算につきましては、決算特別委員会においてご審議いただきたいと存じます。

また、水道事業、下水道事業の決算につきましては、去る6月29日、30日の2日間、小玉、荒川両監査委員に審査していただき、その審査結果として別紙意見書を付して提案を申し上げた次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件について監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（小玉睦男君） 水道事業会計及び下水道事業会計決算審査については、6月29日から30日までの2日間にわたり実施いたしました。

はじめに、水道事業会計についてご報告申し上げます。

五城目町公営企業会計決算審査意見書の5ページから9ページをご覧ください。

令和4年度の決算では、3,096万6,000円の赤字となりました。給水収益も給水人口などに伴う配水量の減少により、営業収益が1億6,660万2,000円で前年度より197万4,000円ほど減少しております。年間総配水量、年間有収水量ともに大幅な減少になっております。

営業費用についてみると、2億749万8,000円で、前年度比325万9,00

0円の増加となっております。

総括にも示しておりますが、今後は人口減少に伴う給水人口の減少、料金収入の減少、老朽化した施設の急速な進行、機器等の更新、耐震化の遅れ等、課題が山積しております。世界情勢の変化による燃料費、人件費、建設コストの高騰など、コスト上昇が避けて通れない状況にあります。また、令和4年8月には、内川川、富津内川の氾濫による住宅浸水が発生し、湯ノ又橋の水道橋梁添架管が大きな被害を受けました。今後も起こり得るあらゆる災害に対しても体制の強化、災害対策に一層取り組んでいただきたいと思います。

そして、本年7月14日から記録的大雨が本町を襲い、大規模な浸水被害と断水が発生しました。浄水場の施設が浸水し、復旧工事のため、7月16日から23日までの8日間にわたり全世帯の9割にあたる約3,500世帯で断水が続きました。町内の10か所以上で自衛隊などによる給水活動が行われ、多くの住民がポリタンクやペットボトルを片手に列をつくっていた姿は忘れることができません。いかに水道の安定供給が住民にとって大事か、肌で感じた体験でした。今後とも安心・安全、そして安定的な水道水の供給をお願いいたします。

以上、水道会計についてのご報告とさせていただきます。

次に、下水道事業会計についてご報告申し上げます。

五城目町公営企業会計決算審査意見書の13ページから15ページをご覧ください。

事業収益は2億8,002万1,000円、事業費用は2億7,504万2,000円で、純利益497万9,000円の黒字となっております。処理区域内人口及び水洗化人口が前年度から若干減少しているものの、下水道普及率、水洗化率は若干上昇しております。

主な経営指標のデータから見ますと、人口減少と高齢化による使用量の減少、事業費のコストアップから経常収支比率、経費回収率、汚水処理原価等の改善が求められます。大変厳しい状況下にあります。財政状況に応じて投資的事業の優先順位や時期の調整などを行うなど、安定した経営をお願いいたします。そして、様々な検討を行い、持続可能な下水道事業となるよう経営管理を図っていただきたいと思います。

以上、下水道事業会計についてのご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件に対する質疑を許します。



(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上2件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第61号、議案第62号は、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。報告第5号及び報告第6号を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第6号、令和4年度決算に基づく資金不足比率についてを一括議題といたします。

両案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) はじめに、報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

22ページをお願いします。

実質赤字比率につきましては、一般会計及び障害認定事業特別会計が対象となっておりますが、いずれの決算でも赤字が生じていないことから、数値は出ておりません。

連結実質赤字比率につきましても、水道事業会計、下水道事業会計を含む全ての特別会計において赤字額、資金不足額が生じていないことから、数値が出ておりません。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する3か年平均の比率であります。前年度と比較して0.5ポイント減の9.5%となっております。分母となる臨時財政対策債発行可能額が1億273万8,000円減となり比率を押し上げる要因となっているものの、分子、分母において、ともに控除額となる災害復旧費にかかる基準財政需要額が1,426万円増となっていることから、いずれも減少したものの、結果として数値の少ない分子の減少率が大きくなり前年度に

対して比率が減少したと分析しております。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。前年度と比較して10.2ポイント減の52.1%となっており、実質公債費比率と同様、分母となる臨時財政対策債発行可能額が1億273万8,000円減となり比率を押し上げる要因となっているものの、分子において償還を終えた公債費等3億852万9,000円の減少や、控除額となる充当可能基金1億6,134万3,000円の増加により前年度に対して比率が減少したと分析しております。

次に、報告第6号、令和4年度決算に基づく資金不足比率について。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の令和4年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

24ページをお願いします。

資金の不足額につきましては、一般会計等の実質赤字に相当するものであります。いずれの会計も資金の不足額が生じていないことから、数値は出ておりません。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） それでは、令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。

健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて審査を行うものです。

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる計数が正確に計上され、かつ適正に作成されているかの審査となります。

審査にあたっては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標が健全化判断の指数となります。

1つ目、実質赤字比率についてです。自治体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。

2つ目、連結実質赤字比率についてです。公営事業を含んだ自治体の全会計に生じている赤字の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。

五城目町の場合、どちらの会計も赤字が生じていないため、良好な状態であると認め

られます。

3つ目、実質公債費比率についてです。自治体の借入金の返済額の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。令和4年度の比率は9.5%、前年度より0.5ポイント減少しました。基準の25.0%を下回っておりますので、良好な数値と言えます。

4つ目、将来負担比率についてです。自治体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合を表したものを言います。数値が高いほど財政の弾力性が低下していることとなります。令和4年度の比率は52.1%で、前年度より10.2ポイント減少しております。基準は350%ですので、良好な数値であると認められます。

以上、健全化判断比率は概ね良好であり、特に指摘すべき事項はありませんでした。次に、公営企業会計の財政健全化に伴う資金不足比率についてご報告申し上げます。これは、水道事業会計と下水道事業会計の資金不足比率の審査となります。

いずれの会計も資金不足額が生じていないことから、良好な状態であると認められます。

また、特に指摘する事項もありませんでした。

以上、令和4年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率についてのご報告いたします。

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。両案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第5号、報告第6号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

代表監査委員退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

.....  
午前11時40分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書1ページをお願いします。

議案第63号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地域活性化支援センター開設10周年記念事業、脱炭素化関係先進地視察、空き家解体補助金、杉ヶ崎墓苑墓地手すり設置工事、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種、中心市街地の馬場目川堤防沿いの町道川反線の沈下にかかる測量業務、人事異動に伴う人件費の異動に関する経費などを計上させていただいております。また、この7月の大雨関係では、被災者生活支援特別給付金や被災した農業法人への資金貸出金にかかる利子補給、消防団消舎修繕、災害救助法が適用となっていることから被災者の住宅再建を後押しする災害援護資金の貸付にかかる経費なども計上させていただいております。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億67万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億7,482万6,000円とするものであります。

補正の内容について、歳入からご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。14款1項2目衛生費国庫負担金1節01新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正は、秋開始のワクチン接種にかかる国庫負担金として678万円を増額補正。

10ページをお願いします。14款2項1目総務費国庫負担金補助金5節01二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の1,140万8,000円の減額補正と、7節01地域経済循環創造事業交付金の1,911万円の増額補正、今年度予定の脱炭素化関連事業の補助金の鞍替えに伴う増減の補正であります。同じく2目民生費国庫補助金1節01地域生活支援事業費補助金の補正は、障害者の日常生活用具給付事業の基準額の見直しによるもので、230万円を増額補正するものであります。同じく2節04子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金の補正は、6月補正で追加補正した本給付金の実績が増える見込みとなることから、75万円を増額補正するものであります。3目衛生費国庫補助金1節04新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の補正は、秋開始接種のワクチン接種を実施するため国庫補助金として720万2,000円を増

額補正。

12ページ。15款1項1目民生費県負担金1節04国民健康保険基盤安定負担金の補正は、税率の改正によって増となるもので、735万9,000円を増額補正するものであります。

14ページ。15款2項3目衛生費県補助金1節02予防接種事故処理費補助金の補正は、給付額改訂に伴い、9万2,000円を増額補正するものであります。4目農林水産業費県補助金1節02農業経営基盤強化資金等利子補給金の補正は、大雨により大きな被害のあった農業法人の資金借入れに対する利子補給で、県分の補助金6万円を増額補正するものであります。1節08夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金の補正は、畜産経営費の機械購入に対する県補助金18万2,000円を増額補正。2節07鳥獣被害対策実施隊支援事業費補助金の補正は、実施隊の活動に必要な物品購入に対する県補助金で、9万6,000円を増額補正するものであります。

18ページ。18款1項1目特別会計繰入金1節01特別会計繰入金の補正は、介護保険特別会計からの過年度精算分として1,269万6,000円を増額補正。

20ページ。18款2項1目財政調整基金繰入金1節01財政調整基金繰入金の補正は、歳出に見合う財源として19款の前年度繰入金とともに補正するものですが、本基金の繰入について、災害対応にかかる経費として6,000万円を増額補正するものであります。

22ページ。19款1項1目繰越金1節01前年度繰越金の補正は、歳出補正に見合う財源として246万9,000円を増額補正するものであります。

24ページをお願いします。20款6項6目雑入1節02総務課分の補正は、街路樹の枝の落下に伴って車のフロントガラスが破損した損害に対する損害賠償保険金40万2,000円を増額補正するものであります。

26ページ。21款1項1目総務債1節03二酸化炭素排出抑制対策事業債の補正は、脱炭素関連事業の補助金の鞍替えにより起債が不要となったことから710万円を減額補正。3目衛生費1節01空き家対策事業債の補正は、空き家解体補助金の事業の実績見込みにより150万円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、80ページから81ページの歳出全般にわたる職員人件費につきましては、人事異動に伴う補正が主なものでありますので、個別の説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における職員・再任用職員などの人件費の補正は、給与、手当、共済費等、総額で1,310万8,000円の減額補正となっております。

30ページをお願いします。2款1項総務管理費1目0008車輛管理費の補正は、公用車のスタッドレスタイヤの購入代12万2,000円を補正。5目0002庁舎管理費の補正は、水害で故障した除雪機の購入経費83万6,000円を補正。6目0001企画費一般の補正は、会計年度任用職員を採用する経費94万1,000円を補正するものであります。0005地域活性化支援センターの補正は、センター開設10周年記念事業の実施にかかる経費24万9,000円を補正するものであります。0009脱炭素化推進事業の補正は、先進地視察に関する経費52万5,000円を補正。8目0001交通安全対策費の補正は、カーブミラーの修繕費7万5,000円を補正するものであります。

38ページをお願いします。3款1項社会福祉費1目0005社会福祉協議会事業費の補正は、スパーク五城目の電源引き込み盤の修繕費40万9,000円を補正。1目0006障害者自立支援事業の補正は、五城目町の方が他町村の施設を利用する場合の委託料、障害者の日常生活用具給付等事業の基準額の見直しによる77万3,000円を補正するものであります。2目0009介護保険会計繰出金の補正は、実績見込みにより305万9,000円を補正。4目0001防犯防災対策費の補正は、備蓄倉庫建設工事費から倉庫ラック分を備品購入に変更したことにより諸経費が節約されたことなどにより、49万円を減額補正するものであります。

40ページをお願いします。3款2項児童福祉費1目0005子育て特別給付金事業の補正は、実績が増える見込みであることから75万円を補正するものであります。

44ページ。3款5項災害救助費1目0001災害救助費の補正は、町の単独の給付金である被災者生活支援特別交付金、災害救助法の適用により災害援護資金の貸付にかかる経費6,014万3,000円を補正するものであります。

46ページ。3款6項国民健康保険費1目0001保険基盤安定化事業と0004事務費等繰出金の補正は、税率改正により国保会計への繰出金、それぞれ981万2,000円、5万5,000円を補正するものであります。

48ページ、4款1項保健衛生費1目0004予防接種費の補正は、予防接種事故処理費にかかる給付について、給付額の補正があったため12万3,000円を補正するものであります。1目0009新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の補正は、秋

開始接種ワクチンの接種にかかる経費1,398万2,000円を補正。2目0001環境衛生費一般の補正は、道路交通騒音調査にかかる委託料として65万2,000円を補正。2目0003空き家対策推進事業の補正は、空き家解体補助金の事業の実績見込みにより150万円を補正するものであります。

50ページをお願いします。3目0001火葬場管理運営費の補正は、会葬者を誘導するためのベルトポールパーテーション購入にかかる経費2万4,000円を補正するものであります。4目0001墓地管理費の補正は、杉ヶ崎墓苑墓地の急坂に手すりを設置する工事費として80万3,000円の補正。

54ページ。6款1項農業費3目0001農業振興費一般の補正は、7月の大雨で被害を受けた農業法人が金融機関から借り入れた資金に対する利子補給9万円を補正するものであります。なお、本利子補給について債務負担行為を設定をいたします。5目0004夢ある畜産経営ステップアップ支援事業の補正は、畜産農家の新たな機材の購入に対する補助金22万8,000円を補正するものであります。

56ページ。6款2項林業費1目0002有害鳥獣対策費の補正は、鳥獣被害対策実施隊の活動ユニフォームの購入経費21万2,000円を補正。

58ページ。7款1項商工費4目0001朝市振興推進費の補正は、除排雪にかかる小型ダンプトラックの借上料28万6,000円を補正するものであります。5目0006五城目朝市ふれあい館の補正は、冬期間の敷地内除雪にかかる作業委託費17万6,000円を補正。

62ページ。8款2項道路橋梁費2目0001道路補修事業の補正は、直営で実施していた道路補修などについて、建設課車庫が7月の大雨で被災したことで支障が出ており、道路補修委託料として300万円を補正するものであります。3目0002単独道路整備事業の補正は、中心市街地の馬場目川堤防沿いの町道川反通線の沈下にかかる測量業務254万1,000円を補正するものであります。

64ページ。8款4項都市計画費2目0001街路維持補修事業の補正は、街路樹から落ちる枝の点検業務29万7,000円の補正。

66ページ。8款5項住宅費1目0002住宅管理運営費の補正は、7月の大雨の被災者の住宅支援のため、既存町営住宅の修理などに必要な経費677万4,000円を補正するものであります。

68ページ。9款1項消防費1目0001消防活動費の補正は、救急資機材修繕につ

いて15万2,000円を補正するものであります。0002 車輛管理費の補正は、救急車の車輛の修繕、冬期間の消防庁舎の除雪に必要な除雪ローダーの借上料61万8,000円の補正。3目0001 消防施設費一般の補正は、消防署敷地のヘリポート除排雪業務委託料51万8,000円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。教育委員会関係の補正につきましては、教育長がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金004 理科教育施設整備費等補助金3万5,000円の補正は、文部科学省の理科教育施設整備費等補助金を活用し、中学校教育振興費の教育用備品購入に充当するものであります。

16ページをお願いします。17款1項1目一般寄附金003 一般寄附金（生涯学習課分）10万円の補正は、地域図書室「わーくる」の書籍購入費に充ててほしい旨、齊藤幸作氏より寄附いただいたものであります。

なお、今回の補正で図書購入費として同額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

72ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001 管理費一般53万6,000円の補正は、駐車場周辺のケヤキが大きくなってきたことから、事故を未然に防止するため校内駐車場の支障木の伐採処理委託料を計上するものであります。同じく2目中学校教育振興費0001 教育振興費一般98万8,000円の補正は、中学校総体の全県大会の結果により東北大会及び全国大会への出場が決定したことにより、出場費の補助金を追加するものであります。

74ページをお願いします。10款4項2目社会教育施設管理運営費0006 富津内公民館72万5,000円の補正は、体育館の照明が故障により暗く、利用者の安全を確保するため5か所の修繕、また、誘導灯については5か所点灯不良となっていること



から、修繕料を計上するものであります。同じく2目0008総合いきがいセンター96万6,000円の補正は、3階出入り口が危険であるため、改修工事費を計上するものであります。同じく2目0014地域図書室13万5,000円の補正は、会計年度任用職員の採用に伴う通勤手当の増額分と、先ほど歳入でご説明いたしました齊藤幸作氏による寄附いただいた10万円を図書購入費に充てたものであります。

76ページをお願いします。10款5項2目学校給食費0002学校給食管理運営費131万5,000円の補正は、五城目第一中学校給食室のIH回転釜のインバーターの経年劣化に伴い、交換に要する修繕料を計上するものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館3,000円の補正は、自動対外式除細動器の値上がりに伴う増額分の機械借上料を計上するものであります。

以上、9月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後12時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年度五城目町一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。5番椎名志保議員

○5番（椎名志保君） 予算書ですと66ページ・67ページになるかと思うのですが、住宅管理費の中の修繕料のことについてです。災害で被災されて町営住宅に入居された場合の、その町営住宅の修繕料と伺っておりますけれども、それは何軒の修繕であるのか。また、どのような修繕か。特に町営住宅への入居の際は、風呂釜、風呂桶といったものを自分で用意しなければならないという規定がこれまでございました。被災された方は、ほぼ身一つでそういうところに移られることになるかと思っておりますので、そういったことはどうなのか。また、ほぼ快適な暮らしが得られるような修繕であるのかをお聞きいたします。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 椎名議員にお答えいたします。

まず、災害支援のための公営住宅の修繕料としましては、15戸を計上しております。1戸当たり、まず45万円を見込んでおりまして、ご指摘のありました浴槽並びにボイラー、こちらのほうは今回町のほうで準備させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第63号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第64号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書85ページをお願いします。

議案第64号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、税率改正に伴う保険料増額などに関する補正、保険者の予防・健康づくりの取り組みを後押しするリーフレットの作成などに関する経費の補正などとなります。

補正額は、歳入歳出予算それぞれ479万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を11億9,792万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第64号の審査について

は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第65号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第65号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年度8月豪雨災害減免額に含む保険料還付金にかかる補正となります。

補正額、歳入歳出予算それぞれ104万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額を1億4,794万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第65号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第66号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第66号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴います人件費、過年度介護給付費等の確定に伴う負担金、交付金、繰入金の精算及び現年度介護サービス費の実績見込みによる補正、生活管理指導短期宿泊事業の実績見込みによる補正となっております。

補正額は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ7,734万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を20億8,454万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第66号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第67号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第67号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算(第2号)、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

補正額は、人事異動に伴う人件費の補正として、第2条、収益的支出666万円を減額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第67号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第68号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第68号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算(第2号)、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、企業債償還金及び減価償却費等の確定による企業債の補正となっております。

補正額は、第2条、収益的収入において、条文内の企業債合わせて240万円を増額補正、第3条、資本的収入において、企業債40万円を減額補正とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第68号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第7号、令和4年度五城目町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り25ページお願いします。

報告第7号、令和4年度五城目町一般会計継続費精算報告書について。

本報告は、令和4年度一般会計継続費にかかる五城目町火葬場改修事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書により報告するものであります。

26ページをお開きください。

事業名、火葬場整備事業（継続）。継続年度、令和3年度、令和4年度の2か年。全体計画額4億3,439万1,000円。実績額4億3,439万円であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第7号の審査については、

総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第8号、令和4年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 報告第8号、令和4年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について、報告理由をご説明申し上げます。

本報告は、五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものであります。

点検及び評価の趣旨は、教育委員会の主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進に努めるものであります。

令和4年度の事務事業については、学校教育課関係の主要な事務事業6項目、生涯学習課関係の主要な事務事業4項目、併せて10項目について点検及び評価を実施し、教育委員会による自己評価として、10事務事業のうち、「A：期待どおり」が4項目、「B：概ね期待どおり」が6項目という内容となっております。

これをもとに7月10日と7月27日に「五城目町の教育に関する点検と評価審査委員会」を開催し、教育委員会による自己評価が適切であるかどうかについて審査委員からご意見をいただき、報告書にまとめております。そして、8月24日に開催されました教育委員会8月定例会において議決されております。

今後も点検及び評価の結果を踏まえて各事務事業の課題改善を図り、効果的な教育行政を一層推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第8号の審査については、

教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第9号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り28ページをお願いします。

報告第9号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出について、報告理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告書の内容についてであります。事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費・一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告書、五城館事業計画書からなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

第18期となる株式会社あったか五城目の令和4年度事業につきましては、収束の兆しが見えないコロナ禍の中、レストラン及び定期的な弁当の注文、テイクアウトの部門を強化し、取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増減に伴い、売上高も同様に増減しました。また、電気料金、光熱費の高騰により、町指定管理料70万3,600円増加しましたが、原材料仕入れなどの高騰も影響し、当期純利益としては損失を計上する結果となりました。

五城館の売上高は前年比20.3%増の1,989万8,000円、会社全体の売上高は前年比1.2%増の3,573万8,000円となりました。また、今期の利益は198万4,000円の損失を計上する結果となっております。

今後は、飲食店経営において、引き続き食材管理、原価管理を徹底して利益率の向上を目指し、収益確保を図っていくとともに、事業面においては、これまでコロナ禍により中止しておりました各種親睦事業の実施により利用者の拡大と販売促進を図り、増収に努めてまいります。損失解消に向けて経営改善対策に取り組むとともに、五城館の利用促進に努め、五城目町の活性化のため、まちづくり会社として取り組む方針であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第9号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦労様でした。

---

午後 1時23分 散会